

病院構造改革委員会設置要綱

(設置)

第1条 「兵庫県立病院の今後のあり方について(基本方針)」を踏まえ、新しい時代の県民の要請に応える県立病院の実現に向け、病院構造改革を進めていくに当たり、学識経験者や医療関係団体等による幅広い観点からの助言を得るため、病院構造改革委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 病院構造改革に係る推進方策の策定について助言すること。
- (2) 病院構造改革に係る具体的な方策の推進について助言すること。
- (3) 県立病院の基本的方向について助言すること。
- (4) その他病院運営の重要事項について助言すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる15人以内の委員で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(会長)

第4条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を会長に提出しなければならない。
- 4 会長が必要と認めたときは、会議外で個別に意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第4条第3項及び前条の規定を準用する。

(謝金)

第7条 委員及び臨時委員が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員及び臨時委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により行政職7級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

3 第5条第3項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、委員本人と同格とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、病院局企画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年8月16日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年9月7日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、病院事業管理者が招集する。